

# 弁護士任官制度

## ～あなたも裁判官に～

本号の特集は、「弁護士任官制度」です。

制度の存在自体は会員の皆様にも比較的広く認知されるようになってきていると思いますが、その詳細についてまでご存じの方は多くないのではないのでしょうか。

そこで、弁護士任官推進委員会の方に弁護士任官制度の手続（概略）等をご解説いただくとともに、弁護士任官経験者の方（常勤・非常勤）にリアルなご経験談をご寄稿いただきました。

本制度に少しでも興味・関心のある会員の方はもちろんのこと、これまで本制度について全く考え

てみたことがなかったという会員の方も、ぜひ、この機会に、本特集をご一読いただけましたら幸いです。

（小峯 健介，柄澤 愛子）

### CONTENTS

- 1 巻頭言—弁護士任官推進の地道な努力を
- 2 体験談
- 3 キャリア裁判官からみた弁護士任官
- 4 弁護士任官経験者に聞く Q&A
- 5 弁護士任官のスケジュール，手続き等の説明

## 1

### 巻頭言

## 弁護士任官推進の地道な努力を

弁護士任官推進委員会委員長 伊藤 茂昭 (32期)



### 弁護士任官の意義

大部分の裁判官は、司法修習生から判事補として採用されたものである。単一な給源による者のみで組織が長期間構成され続けるならば同質化により制度疲労に繋がるおそれがあることは裁判所とて例外ではあり得ない。それを防止するためには、多様な

社会的立場にもとづく多様な価値観を有する国民の期待に応え、質の高い判断ができる優れた裁判官を、給源を多様化することによって確保する必要がある。裁判官の他職経験制度と共に、弁護士任官の制度はその目的を達するための極めて重要な意義を有する制度である。

## 弁護士任官制度の経緯

1988年に最高裁は「判事採用選考要領」を作成し、弁護士から判事への採用の道を開いた。その13年後である2001年6月には、裁判所改革の内容を含む司法制度改革審議会意見書がまとめられた。それを受け同年12月には、最高裁と日弁連が、「弁護士任官等に関する協議の取りまとめ」を行った。

日弁連も重要課題として取り組み、その結果、1988年度～2002年度までの15年間で55名（1年平均3.67人）であった弁護士任官者が、2003年度は10名とそれまでの15年間における年平均の三倍増となった。そして、同時に導入された他職経験制度などと相まって、この制度を順調に機能させ発展させていけば、司法制度改革で掲げた理念である、国民が求める裁判官像（その資質と能力）に近づく裁判官が、給源の多様化と多元化で実現されていくのではないかとの期待が寄せられた。

## 弁護士任官の現状

その後の、2003年度以降の弁護士任官者数をみると、翌年度は8名と健闘したが、2005年度は4名と、期待する程度には達せず、2005年度から2016年度までの12年間で弁護士任官者の総数は49名、平均約4名と停滞した。現在、弁護士任官者の数の裁判官全体数に占める割合は1%台で2%にも届かない。その意味では、「外部の血」が相互作用により、同質化を防ぐという裁判所の改革は、極めて限定的に留まっていると評価せざるを得ない。

一方、制度の枠組み自体が整備され毎年度定期的に機能していること、弁護士任官者が、平均4名に過ぎないとしても継続して誕生していることは、それ以前の時代に比し一歩前進としてその肯定的な意義を評価することが重要である。また、弁護士任官者が、全体として少数であるが故に裁判所の組織内に於いてパイオニアとしての困難な役割を負いながら、第一線の訴訟の現場で活躍されてきたことに、高い敬意が払われるべきである。弁護士経験を生かし、より市民に身近な裁判実務の実現に寄与すると共に、地裁の所長や部総括の役職について指導的役割を果たす任官者も生まれてきたことはこの間の成果である。

## 弁護士任官推進への試み

かつての大部分の修習生は、司法修習修了時に、任官するか、弁護士となるか、そこが一生の職業の分岐点と考えていた。この意識は弁護士の多様化により変化しつつあるものの、未だ訴訟にかかわる大部分の弁護士をとらえている意識と考えられる。この意識が大きく転換されないと、弁護士任官志望者たる母数に厚みを増していくことは困難であろう。

以上の事実を前提とすると、短期に大幅に弁護士任官者を増加させることはなかなか困難と考えられる。これを打破するには、例えば、修習生の修了者からの判事補任官者を強制的に減ずる政策をとり、数年後に、裁判官志望でありながら弁護士登録をした者を含む弁護士から、弁護士任官者を採用するよ

うな仕組みを検討するなど、現制度の枠内での誘導的な政策を検討することなども必要であろう。

そのような中で、将来の推進に繋がる環境の変化は徐々にではあれ進行していると思われる。その一つが、現在まで少数とはいえ、先達の築いてきた弁護士任官の成果により、弁護士任官者という認知された先例が定着し、評価を受けていることである。

加えて、弁護士の在り方の多様化、なかんずく法テラス、組織内弁護士、任期付公務員など、その多様化と重ね合わせ、弁護士任官へとつなげることもさらに必要性を増すであろう。知財、労働、家事等の分野では、弁護士業務と裁判官職務の専門の共通性がより意識されるようになってきていると思われる。弁護士の在り方の多様化の中で、弁護士の所属する事務所や企業・官庁等の間の流動性も生まれている。その意味では裁判官もその一つの選択肢として、弁護士の意識下に浸透しやすくなってきていると思われる。

あわせて非常勤裁判官の制度の定着が挙げられる。2004年の制度発足以来、2015年度までに、全国で計444名の非常勤裁判官が誕生した。週一日、そして調停官という立場ではあるが、裁判所で執務することによる経験をつむことにより、そこから常勤裁判官への心理的障害をも除去し、常勤裁判官をより具体的な目標として目指すことが可能になった。現実には非常勤裁判官から常勤裁判官に任官した例もあっており、非常勤裁判官の推薦、選抜にあたっては、この点の考慮も必要であろう。

## 当面の対策

上記のような環境の変化を背景に、当面取り得る対策は、弁護士経験豊富でそれを将来裁判官の実務に生かすことのできる人材を発掘し、弁護士会が任官者として送り出すこと、この活動を地道に行う以外にはない。そのために、会派所属の弁護士や、弁護士任官推進委員会所属の弁護士、あるいは全会員を対象に行ったアンケートにより弁護士の情報を集約し、少しでも興味や意欲のある弁護士と、任官経験者や、会派の執行部や弁護士任官推進委員会委員が接触して、スムーズに任官へと向けて準備する態勢を今にも増して強化することである。

その一方でかねてよりいわれている、事件の引継ぎや、大規模事務所での積極的で具体的な取り組みなどが将来準備されていくことが必要であろう。

意欲ある弁護士のみなさん。是非、第二の職業として、弁護士経験を生かし、裁判官という職業に挑戦してみてください。私たちもその挑戦しやすい環境の整備に微力ながら地道に力を注ぐ決意です。



## 2 体験談 1

## 裁判官時代を振り返る—後に続く後輩のために

弁護士任官推進委員会委員 水野 邦夫 (29期)



平成28年10月をもって、平成14年6月に弁護士任官して以来14年余り続けてきた裁判官を定年退官し、当会に再登録いたしました。長いようであつという間の裁判官生活でしたが、再登録から1年余り経過した現在、改めて裁判官としての日々を振り返ってみたいと思います。

私が任官した年の1年前に司法制度改革審議会意見書がまとめられ、司法制度改革の一環として裁判官の多様性確保のために弁護士任官制度を拡充する方向が打ち出されていました。東弁・日弁連で司法制度改革の仕事に携わってきた者として何とかこの意見書の示す方向を自ら実践したいという思いと、個人的にも新たなチャレンジとして裁判官の仕事をしてみたいという思いが重なり、弁護士任官に応募したのですが、現在、これまでの裁判官としての仕事、生活を振り返って後悔するところは全くありません。大変充実した日々でした。

この間、最初に任官したときに配属された東京地裁民事第26部（右陪席）、その後の同地裁民事第48部（裁判長）、横浜地裁第5民事部（裁判長）、山形地裁所長、仙台高裁第1民事部（裁判長）、東京高裁第23民事部（裁判長）での仕事を振り返ると、それぞれの部署で裁判所の皆さん（裁判官、書記官、事務官、速記官、調査官など）から大変暖かく迎え入れていただきました。感謝の念に堪えません。裁判所では、各職種とも異動があるため、一緒に仕事をする期間は、長くても3年間です。その意味ではある種淡白なところもあるのですが、ほとんどの人が自分の仕事を真面目にこなしたいという思いを持っており、事件でも司法行政でも裁判官も書記官も事務官も一緒になってチームとして仕事を処理するようになっています。ですから裁判官が真剣に仕事に取り組む姿勢を持ち、皆がそれぞれの持ち場で力を発揮してもらえるように気を配れば、皆で支え合って仕事に取り組んでいただくことができます。裁判官は、最終的な決

断は各自の責任でしなければなりません、一方でチームの一員として仕事をする側面もあり、チームリーダーとしてチーム全体の力量を高めていくことに取り組むことには大変にやりがいを感じました。たとえば、東京地裁や横浜地裁で単独事件週2開廷を受け持つ裁判官には、2人の書記官が付きます。これらの書記官とは事件が配点されたときから、訴額の決定、請求の趣旨や原因についての求釈明、訴状の送達などの折々に相談をしながら、方針を決めていきます。書記官の皆さんは、書記官試験に合格し、国費をもって養成を受けてきた方々ですから総じてそのレベルは高く、手続面においては教わるが多々ありました。一方、書記官は代理人弁護士との連絡折衝の前線に立ちますが、私は、弁護士側の実情などについては書記官が持っていない知見を有していましたので、そのような知見を伝えることもありました。また、裁判官と法廷立会書記官は、開廷日の前日または当日の朝に、ミーティングを持っていますが、私は、その席で書記官に各事件についての処理方針や心証、当日の訴訟指揮についての方針などを伝え、書記官が当日の弁論調書を書きやすいように事件処理の方向感覚についての認識を共有できるようにし、また、書記官側からはそれまでの当事者との折衝などを通じて得られた情報を出してもらい、訴訟指揮をするにあたっての参考情報としていました。さらに、判決をするにあたっては、書記官が裁判官の作成した起案につき誤字・脱字がないかなど相当詳細なチェックをしてくれるのですが、書記官が余裕をもって十全なチェックをすることができるよう、言渡しの日まで相当な期間（少なくとも1週間）を置いて起案を渡すことを心がけていました。そのうえで、書記官の目でチェックを受けた起案を再度裁判官が見直し、さらに推敲をすることによって、判決起案は、より高いレベルのものに仕上げられるのです。このような過程で書記官と起案を巡る対話をすることも大変に面白く、自分の判決起案をブラッシュ



アップすることができる感じられました。このように、裁判官の仕事は、任官する前のイメージよりもチームプレーの部分が多かったように思います。地裁や高裁の裁判長になるとより一層そのような部分が増え、陪席裁判官に力を発揮してもらうにはどうすればいいか、陪席裁判官が裁判官として成長してもらうためにこれまでの経験を伝えるにはどのような工夫が必要かなど日々自分の所属する部の力量をどのように底上げしていくか考える日々が続いていました。裁判官に任官するということは、裁判所という大きな組織に所属し、制約を受ける部分があることは事実ですが、一方でこのように自分なりに組織を発展させ、動かしていくこともできるのであり、これは法律事務所の経営と相通ずるところもあると感じた次第です（ただし、事務所経費の捻出に思いを致すことがない点で、弁護士よりも楽な部分があることは否めません）。

裁判官としてのやりがいの一つに、これまでに先例のない法令解釈や事実認定についての判断を示すことがあります。私は、好んでこのような判決をした訳ではありませんが、地味でささやかながら新たな判断を示したと自負できる判決をしたことがありますのでいくつか紹介させていただきます。

#### ①過払金返還請求における「冒頭ゼロ計算」を認容した事例（東京地裁平成16年3月31日判決・判例秘書掲載）

現在の実務ではあまり問題にならない論点ですが、かつて過払金返還訴訟が提起され始めた頃、一部業者が、一定の期間より以前の取引履歴について廃棄したと主張して、消費者側の開示要求に一切応じず、取引履歴のある最初の期日（以下「冒頭期日」といいます）における貸付金残金は利息制限法超過金利の元本充当計算（以下「過払金充当計算」といいます）をしない残高であると主張することがありました。これに対して原告は、取引履歴廃棄の主張自体、虚偽

であるとして激しく争いましたが、なかなか決め手を欠くという状態が続いていました。このような状況を受けて、原告側は、当該業者との取引開始時期を主張し、その後、利息制限法超過金利を支払い続けてきたのであるから、少なくとも冒頭期日においては過払金充当計算の結果、残高がゼロになっていたはずであると主張してきました。これに対して、私は、この問題は、要するに事実認定の問題であり、取引履歴がない以上、冒頭期日における過払金の具体的金額は認定できないものの、取引開始時期、取引開始から冒頭期日までの間、間断なく原告が借入れと返済を繰り返してきたこと、業者が収受してきた利息が法定金利を超過するものであったことが立証されれば、これらの事実を基礎とする事実上の推定として、少なくとも冒頭期日における借入金残高がゼロであるとの事実認定はできるのではないかと考えました。原告本人は、往々にして取引履歴を具体的に証明できるような資料を保存しておらず、業者側が取引履歴の廃棄を主張し、その提出を拒むと立証が手詰まりとなるのですが、業者側のこのような廃棄措置は、貸金業法施行規則の取引履歴保存期間の定めと抵触する疑いがあり、訴訟上の信義則に反するとの判断も示しました。このような認定は、当事者に厳格な立証を求めない代わりに、その立証の程度に応じて控えめな事実認定をするという意味では、やや語弊がありますが和解的な事実認定をするものともいえます。しかし、当事者の衡平という観点に立って実際の解決をするという意味では決して認められないものではないと考えました。当時、このような判断を示す判決は少なくとも東京地裁では存在していませんでしたが、私の判決は高裁でも維持され、その後、「冒頭ゼロ計算」を認める事実認定の手法として全国に広まっていきました（山下寛ほか「過払金返還請求訴訟を巡る諸問題（下）」判例タイムズ1209号27頁にも私の判決が掲載され、このような事実上の推定を認めることも可能であるよ

うに思われると紹介されています)。

## ②スーパービュー踊り子号における展望室グリーン車の快適性が問題となった事例（東京地裁平成17年10月4日判決・判例時報1944号113頁）

東京と伊豆を結ぶ特急列車スーパービュー踊り子号にはその名のとおり周囲の景色を見渡せる特別仕様の展望車があります。東京から伊豆方面に向かうときには先頭車両の先端にこの展望席があり、伊豆に向かって走る列車の周囲の海や山の景色を楽しめるのですが、逆に伊豆方面から東京に向かって走るときは展望席が最後尾となり、この席に座った乗客は、自分の後ろから前に景色が流れていくという感覚に襲われることとなります。年末・年始休暇を伊豆で過ごした弁護士（年配の方でした）が家族よりも先に東京に戻ったときにグリーン車に乗ったところ、この最後尾の展望席に座ることになってしまいました。この弁護士は、通常のグリーン席だと思って切符を買ったのですが、上記のような席であり、かつこの席が固定式で方向を変えることができなかつたため、不快感から気分が悪くなってしまいました。そこで、鉄道会社に慰謝料請求をしたというのがこの事件です。当初、右陪席裁判官が単独で審理をしていましたが、途中から合議で審理をするようになりました。私は、原告が感じた不快感がどの程度のものであったのか知るには、裁判官が実際に走行中の展望車に乗って上記展望席に座ってみるしかないと考え、鉄道会社の協力もいただいて熱海から東京まで展望席で景色が後ろから前に流れるという体験を試みました（手続としては、「現地進行協議期日」としました）。このように裁判官が実際に現場に足を運んでみるということは、判断の正確性や正当性を担保する上ではとても大切なことですし、当事者側の納得を得るという意味でも大きな効果があると私は考えていました。この点は人証調べについても同様で、実際に法廷に来てもらって当事者や証人

の話を聞いてみるとそれまでわかりづらかったことがわかることが多く、また、そこまでした上での和解は、裁判官が話を聞いてくれた上での和解案であるということで成立することが多かったように思います。このような審理上の工夫は、各事件の個性を見ながら、それに応じた形で行う必要がありますが、そのようなことに頭を巡らした上で判決又は和解ということでは事件処理を終えた時の達成感はひとしおです。この事件は、原告の請求棄却ということで終わりましたが、鉄道運送の在り方に一石を投じた効果はあったように思います。被告側は、鉄道会社の運送債務は「旅客を安全に目的地まで輸送する債務」に過ぎないと主張していましたが、判決ではこのような主張を排し、「旅客から特別料金を徴収して特別車両を提供した場合の運送契約における鉄道事業者が負担すべき債務の内容は、一定の付加価値を有する設備及びサービスにより旅客の快適性を確保することをも含む」と判示しました。この判断部分は、有斐閣判例六法の商法590条の欄に裁判例として紹介されています。

そのほかにも思い出す事件はいくつかありますが、紙幅の関係上、別の機会に書かせていただきます。このように先例のない分野の判断をする場合には、あらゆる観点からの検討を尽くさなければなりませんし、どのように判示するか、お風呂に入っている、犬の散歩をしていても判決起案の書き方が頭に浮かんでくるものです。しかし、それだけ考え抜いて自分の判断はこのようにするしかないという覚悟を固めたときの一種の爽快さは、裁判官だけにしか味わえないものといえるでしょう。

弁護士の経験を活かせる場面は、ほかにも和解や訴訟指揮などいろいろありますが、自分が裁判官や裁判所の在り方をより良いものとするために貢献したいという、いい意味での「野心」を持った方が多く任官することを心より祈っております。

## 1 経歴等

私は、平成8年4月に当会に登録し、平成20年6月1日付けで常勤裁判官に任官しました（なお、後記のとおり、平成17年10月から2年間、東京地裁において非常勤裁判官（民事調停官）をやっておりました）。任官後は、平成21年3月まで仙台高裁民事部、同年4月から仙台地裁民事部（医療集中部）に配属となり、主に民事訴訟事件（合議・単独）を担当しました（当初1年間は、訴訟事件のほか破産（再生）・執行・保全事件も担当していました）。平成23年4月に東京地裁民事部（通常部）、平成26年4月には大津地家裁彦根支部（支部長）へとそれぞれ異動し、本年（平成29年）4月から横浜地裁民事部（医療集中部）において勤務しております。

総括すれば、約12年間の弁護士活動を経て、現在、裁判官としては10年目を迎えたところということになります。

## 2 常勤任官までの道のり

弁護士登録と同時に、一般民事事件等を取り扱う法律事務所の勤務弁護士となり、平成14年に独立して、やはり一般民事事件を扱う一人事務所（事務員1名）を開所しました。独立した当初は勤務弁護士時代に比べて時間的な余裕もできたことから、弁護士として何か付加価値をつけたいと思い、当時制度ができたばかりであった調停官に応募してみることにしました。修習生のころに見ていた『裁判所から当事者を見る感覚』をもう一度ブラッシュアップしてみようと思ったからです。東京地裁での面接を経て、平成17年10月から同地裁の民事第22部（建築・調停部）に配属され、週1日（木曜日）勤務することになりました。

調停官の仕事は、中立的な立場で事件を考え、進めるという点では、破産管財人や職務代行者等と類似する面はあるものの、裁判所の一職員としての身分で手続を主宰するという点で、弁護士時代に経験したことのない新鮮なものでした。もっとも、民事調停

官は、最終的な公的判断を下す（17条決定はありませんが）という権限までは与えられておらず、判決等を下す立場にまでのめり込んでみたいとの欲求を抑えきれずに、民事調停官になってから1年余り経った平成18年末ころには常勤裁判官に応募することを勝手に決断していたのでした。

## 3 裁判官の執務環境

裁判官の仕事自体は、修習生の時にも見ておりましたし、上記のとおり東京地裁で2年間勤務していたこともありますので、従前のイメージと大きくかけ離れているものではありませんでした。弁護士時代は、執務時間が不規則で外出も多く、また、突然の電話や来客の対応に追われることが日常であり、集中して起案や文献等の調査ができる時間は夕方以降や休日のみでしたので、執務環境という意味では大きく変わったとご説明しても容易にご理解いただけるものと思います。

とりわけ、任官して強く感じたことの一つに作成文書の違いがあります。弁護士時代の起案はすべて私文書でしたし、裁判所等に提出する文書は誤り等があればそれを指摘して貰えるとの一種甘えがありましたが、裁判官の場合は、自分の起案する文書が公文書であるため、その影響力というか、権力行使そのものであるということについて大きな緊張感があります。その一方で、弁護士の場合、自ら行う職務については全てひとり責任を負わなければならない状況であったため一種の孤独感がありましたが、裁判官の場合、書記官等裁判所の他職種と役割を分担し、いわば協同して仕事を行っているものであることを強く感じます。裁判所職員の能力の高さについては驚くべきものがありますし、裁判官としてはいろいろ相談もできて非常に心強い存在です。

## 4 裁判官の生活について

弁護士から裁判官になることについては、当然ながら



多くの不安もあるかと思えます。この点、私も例外ではなく、任官を決断するに至る過程において、転勤のある生活や報酬の多寡の問題、事件や顧問先の引継ぎの問題、「役所の環境に馴染めるだろうか？」など様々な不安がありましたし、この特集をお読みの方々の中にも、これらの不安材料があることで、任官を躊躇されている方も少なからずいらっしゃるのではないでしょうか。

ただ、実際に任官した立場からこのような不安材料を顧慮してみると、結局、「案ずるより産むが易し」であったと感じています。確かに、初めに仙台配属と言われたときは正直困惑しましたが、地方での生活は、一般的に仕事場と住居の距離が近く（必ずしも官舎に入る必要はありません）、また、私は単身赴任でしたので、弁護士時代と比べて時間的には余裕がありました。裁判官は、仕事の時間とプライベートの時間ははっきり分けられており、有給休暇もありますので、ある意味弁護士のときよりも自分で自由にできる時間は長いように感じます。地味ではありますが、勤務地や仕事の内容等いろいろな環境で仕事ができるという意味では裁判官の生活も多様性があり、それを楽しむことができれば、弁護士のときより収入が減ったとしても良いかなと今では思っています。

## 5 任官についての隘路 (裁判官として必要な資質)

自らの経験や他の方々の経験談等も踏まえると、「裁判官生活は堅苦しいのでは?」「実際に判決が書けるだろうか?」といったことも任官に対する隘路のうちで比較的多数を占めるのではないのでしょうか。

しかし、「自由と正義」の連載等で弁護士任官をされた方が皆さんおっしゃっているとおり、裁判所という職場は組織としては居心地の良いところで、裁判所内部の人は、弁護士任官の裁判官であっても分け隔てなく接してくれますし（分からないことがあれば、丁寧に教えてくれます）、仕事の面においても、誰

からの指図も受けずとても自由な雰囲気やらせてもらっています。

また、判決書の起案は、いわば最終準備書面を起案するが如く、証拠の評価をしていく作業ですので、一般的なルールに則って書いていけば良いのではないかと考えています。判決の作成は、ジグソーパズルをやっているようなもので、当事者の主張を図柄であり、ピースを証拠と捉え、証拠（ピース）から見て原告どちらの主張（図柄）の方が整合性があるかについて考えを巡らせています。

裁判官の仕事とは、結局のところ、法律要件を充足するかどうかを判断することに尽きると言っても過言でないと思いますが、あえて裁判官として必要であろう資質を挙げるとすれば、①適切な時期に法的判断を下すことができる決断力、②はったりでもいいから法廷で毅然と振る舞える気構え、③他職員と協働・連携して仕事ができる組織人としての最低限の協調性ではないかと思えます。

## 6 終わりに

弁護士任官といってもキャリア裁判官と全く同じように仕事をし、かつ裁判官としての結果も求められますので、一生の仕事として既に弁護士を選択されたすべての方に対して、「ぜひ任官を！」とまでお勧めできるものでないことは十分承知しております。ただ、弁護士任官がキャリア裁判官と比べて優れた経験を持っていることがあるとすれば、弁護士任官者はかつて当事者として権力を行使される立場にいたという点ではないのでしょうか。裁判官は、法律と良心に従い、公平中立な立場で権力を行使しなければなりません、当該判断に対して当事者がどう受け入れるであろうかといった点を自らの経験に照らして思い致すことができれば、仮に当該判断がその当事者に酷なものであったとしても、多少なりとも説得力を持った結論が出せるのではないかと勝手に自負しております。



## 1 任官までの道のり

(1) 私は、13年間弁護士として活動した後、平成25年10月に裁判官に任官しました。最初の配属先である東京高裁第19民事部において陪席裁判官を経験した後、平成28年4月に東京地裁民事第25部へ異動して単独事件と右陪席主任の合議事件を担当しました。そして平成29年4月から名古屋家庭裁判所家事第1部に配属となり、現在は人事訴訟事件と家事調停事件を担当しています。

常勤の裁判官に任官する以前には、平成20年10月から平成24年9月まで、千葉簡易裁判所において非常勤の裁判官である民事調停官を4年間務めましたが、この経験が常勤裁判官へ任官する大きなきっかけとなりました。(民事調停官として執務していた頃の様子は、LIBRAの2009年11月号に掲載されています。[https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2009\\_11/p02-16.pdf](https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2009_11/p02-16.pdf))

(2) 任官を決意するまでにはいろいろな葛藤がありました。弁護士としての経験も10年を過ぎると、それなりに、自分を信頼してくれる依頼者の方や会社の担当者の方との繋がりもできてきて、事務所にも恵まれておりましたので、あえて現状を変えて新しい環境へ飛び込まなくてもよいのではないか、家族のことを考えると転勤を伴う裁判官になることは困難なのではないか、そして弁護士会と携わってきた法教育の委員会活動にもやりがい

を感じておりましたので、その活動もできなくなってしまうことの寂しさなどの様々なことが頭をよぎりました。当初は転勤の点で難色を示していた家族も最後には応援してくれることになりましたが、応募する時期が非常勤の4年目に入ってしまったため、民事調停官を退任してから常勤の裁判官に任官するまで1年の間が空くことになりました。

いろいろなことを考えた結果の任官でしたが、今は裁判官としての仕事にやりがいを感じながら充実した毎日を過ごしております。

(3) 応募してからの手続やスケジュールについては、本特集17頁の濱田広道会員の記事で詳しく説明されていますが、正式に決定するまでは1年以上の期間があり、その間は任官できるかどうか不確定な状態が続きます。そのため、自分が担当している事件を任官前までに終わらせることができるか、新しい案件を受任して大丈夫かなどを考えなくてはなりません。私の場合は、所属事務所(所長弁護士のほか、私も含めて3名の弁護士が所属していました)が弁護士任官に理解の深い事務所であったため、事件の引き継ぎについて最大限のバックアップをしていただきました。事務所の事件については、事務所の他の弁護士へ引き継ぎをお願いし、個人事件については自分で最後まで担当する事件とそれまでに終わることのできない事件とに振り分け、自分で担当する事件はタ

イムスケジュールを立てて、任官時期までに必ず終えるように準備しました。終えることのできない事件は、他の弁護士へ引き継ぎをお願いしました。任官できるかどうか確定してから任官するまでの期間は数か月しかなく、正式に決定してからは、依頼者の方への説明が大切な仕事でした。任官直前の1か月間は、自分で最後まで担当すると決めた仕事を終わらせるためにバタバタとした状態でした。そして、周囲の皆さまの温かいご支援を受けたおかげで、無事に平成25年10月から裁判官としての生活をスタートさせることができました。

## 2 裁判官としての生活について

(1) 裁判官としての第1歩は、東京高裁第19民事部からスタートしました。高裁では、分厚い控訴事件の記録や、弁護士時代に経験したことのない事件の記録と格闘しながらの毎日でした。しかし、部総括裁判官はじめ、陪席裁判官、書記官の皆さんから大変親切にいろいろなことを教えていただき、自分の担当事件のみならず、他の陪席裁判官と裁判長との合議の様子からも学ぶことができたりと、本当に有意義な毎日でした。弁護士として訴訟事件を担当していたときと、裁判官として事件を担当する際の見方の違いなどがとても新鮮に感じられましたし、裁判官として真摯に事件に向き合う姿勢を学びました。

その後、東京地裁民事第25部では、初めての

単独事件を経験しました。担当裁判官としての責任の重さを痛感するとともに、各事件にもっともふさわしい解決の方法と内容を考えることができたという裁判官の仕事の創造的な側面を感じることができました。また、右陪席主任の合議事件も担当しましたが、裁判長と左陪席裁判官と合議することで、事件に対する見方が深まってゆくことを実感しました。

(2) そして、平成29年4月から、名古屋家裁家事第1部で執務しております。初めての転勤と初めての単身赴任を経験し、頭では転勤も覚悟しておりましたが、実際に転勤してみて初めて他の裁判官が大変な苦勞をしながら定期的に異動しているということを肌で感じています。

平日は、弁護士の夫に家事と子どもの世話を一切任せることになってしまいますが、幸い下の子も中学3年生となり、名古屋は週末に帰ることも可能な便利な場所なので、家に帰って家族の顔を見ることを楽しみに、平日は仕事に全力投球しています。

弁護士から裁判官になるのは、やはり大きな決断が必要です。しかし、裁判所は弁護士任官者を受け入れる体制が整えられていると感じます。自分が裁判官としてどのような仕事ができるのか、まだまだ進行途上で未知数ですが、弁護士としての経験を忘れることなく、裁判官として努力を続けたいと思います。

## 大杉さん、ありがとう

元東京家庭裁判所家事調停官・会員 寺林 智栄 (60期)



民事・家事調停官に応募したのは、2012年12月のことである。

このころの「弁護士 寺林智栄」という人間を知っている人が、リアルタイムでこの事実を知っていたら、ひっくり返るほどびっくりしたに違いない。

新人のころ、とある刑事事件で、裁判官に忌避申立てをした。やはり刑事事件で、自分の弁護活動について、裁判官から「国選弁護人の職責を超えている」といわれて怒り狂い、「国選だろうが私選だろうがやるべき弁護活動に変わりはないはずだ」とたてついた。法テラス東京では、国選事件の記録の謄写費用のことで、納得がいかず事務方に物申ししていた。

私は、「暴れん坊弁護士」であった。その暴れん坊が、裁判所という組織の中で、様々な職種の人たちと協働して仕事をしようなんて、気でも狂ったんじゃないかと思われても仕方なかった。

それでも、何か違うことにチャレンジしてみたいと思い、応募書類を取り寄せた。しかし、当時の私には、あまりにも基準をクリアするためのハードルが高すぎるように思え、一度、あきらめた。

そうしたところ、当時任官推進委員会の担当事務局職員だった大杉さんという方（既に退職）から、電話がかかってきた。

「先生、応募しないの？」

私は、正直に「今の私ではちょっと無理です」と答えた。そうしたら、大杉さんはさらにこう言った。

「いや～、案外通るもんだよ。で、締め切り明後日だから、よろしくね」

私は、焦って大量の応募書類を1日で書き上げ、締め切りぎりぎりに提出した。中学卒業以降の自分の学歴を1年ずつ書き間違え、大量の訂正印を押しての提出であった。

なぜか弁護士会の選考も裁判所での面接も通ってしまい、2013年の10月から、私は東京家裁の家事調停官として週1回火曜日勤務を開始することになった。

今でも一番覚えているのは勤務初日のことである。

まさに今の自分（注：執筆時は退任前である）がそうであるが、退任間近の調停官は、後任の新人調停官にあまり厄介な事件を残したくない。退任ぎりぎりまでなんとか自分で終了させようと頭をひねる。しかし、当事者の思惑はそんなものとは関係ない。努力むなしく、事件は新任調停官に引き継がれる。

私の勤務初日は、そういう事件の少なくないいくつか、調停成立あるいは不成立を迎えることになった。執務机に座ることもままならず、調停室から調停室を渡り歩くこととなった。自分にとっては、全てが「ぶっつけ本番」だった。私は、当時の担当書記官に対して、調停室に入る前に「何かおかしなことをしそうになったら全力で止めてください」とお願いしていた。

この経験は、その後の調停官生活の宝になった。「あれができたんだから、たいていのことは大丈夫」という自信になった。何より、「ここには助けてくれる人がある」という安心感を自然と持つことができた。

多くの事件を扱う中で、細かな不備が生じることは、どうしても回避できない。しかし、問題があっても、「相棒」の書記官に相談すれば、たいていのことは解決できた。そこで解決できない問題は、他の裁判官や、ケースによっては調査官に相談して乗り越えることができた。

失礼な物言いかもしれないが、裁判所という組織は、そういう意味で、非常に風通しが良い場所であることを身をもって知ることができた。

この4年間の経験は、弁護士としての執務にながしかの良い効果をもたらしていることは間違いないが、正直なところ、それが何かは、今はわからない。

しかし、確かに言えることは、やってよかったということだ。やらなければ私は、ただの「暴れん坊弁護士」で終わっていた。「助けてくれる人がある」という安心感の中で仕事をする感覚なんて、きっと身につかなかっただろう。

私なんぞを見守って支えてくれた東京家庭裁判所家事第2部の皆さんにお礼を申し上げるのはもちろんのことだが、私はここで敢えて言いたい。

大杉さん、ありがとうございます。

大杉さんがあの日私に電話をくれなければ、私の調停官としての4年間はありませんでした。この場をお借りして深くお礼を申し上げます。

**裁判官への任官**

**希望者募集中**

市民に一番身近な存在である弁護士が裁判官になって市民感覚あふれる裁判をしたら、裁判・司法は、より市民に身近で頼りがいのあるものになります。弁護士任官制度は、このような見地から導入され、すでに多くの弁護士経験者が裁判官として活躍しています。

任官の形式としては、常勤裁判官と非常勤裁判官（調停官）とがあります。あなたも弁護士任官を検討してみませんか。

**弁護士任官のススメ**

例えば、こんな方はいませんか？

- 修習中、裁判官に魅力を感じたことがある
- 性格的に中立公正な立場の方が向いていると思う
- 報酬や収入を気にせずに職務に専念したい
- 法曹生活の集大成として裁判官になってみたい

東京弁護士会  
弁護士任官推進委員会

当会が作成した弁護士任官推進のパンフレット



# 3 キャリア裁判官からみた弁護士任官 — 裁判の世界を豊かにするもの

学習院大学法科大学院教授・第一東京弁護士会会員 大竹たかし (28期)



弁護士任官制度  
あなたも裁判官に

平成27年の7月、39年余りの裁判官生活を定年で終えました。裁判官の世界に生きてよかったと思えることのひとつに、様々の世代の優れた裁判官と知り合うことができたことがあります。その中には、弁護士から裁判官になった人たちもいます。

この人たちと話すうちに、少し意外に思ったことがあります。それは、良い裁判、良い審理、良い訴訟指揮について、裁判所で過ごして来た私とほとんど考えに違いのないことでした。互いに同じような理想と目標で仕事をしていることがわかり、心強くうれしく思いました。また、裁判所の考えを判決文で表現することに楽しみを見出していることにも、共通点のあることを知り、うれしくなっていました。

それでも、職場や組織には文化があり、長年の間に知らず知らず身についていくように思います。最高裁調査官室から転出するご挨拶に最高裁判事の部屋を回ったことがあります。裁判所と法務省から来られた裁判官は、あらたまった感じで、いつもより一、二歩離れて一段と丁寧にお辞儀をするご挨拶でした。ところが、外務省から来られた裁判官は、つつつかと歩み寄って、右手で私の手を握り左手で肩をたたきながら「いやあ、君には世話になったなあ。ありがとう」と声をかけて下さいました。弁護士から来られた裁判官のご挨拶は、裁判所、法務省の流儀に近く、法曹三者には思ったより共通点が多いと感じた記憶があります。

それでも、弁護士から裁判官になった人には、裁判所で長年過ごしてきた人とは違うところがあると感じた点があります。それは、裁判所の一員として長年安定した給与所得を得て来た人と違って、弁護士という自営業を成功させ、組織に頼らずに生きて来た人ならではの頼もしさを感じられることで、

そこが何とも好ましいもののように思いました。共に時間を過ごすうちに、弁護士任官が裁判の世界を豊かにしていると考えようになりました。

これらの人たちは、判決書をはじめ、裁判官に求められるスキルを縦横に発揮して仕事をしているように思われました。

けれども、控訴審で、一審の訴訟記録をみていると、弁護士から裁判官になった人たちの中には、スキルの面で苦勞し、担当事件で持ち味を発揮できていないように思える例もないではないことに気がきました。弁護士から裁判官になると判決書で苦勞するという話を耳にすることがあります。けれども、気になったのは、判決書よりは、むしろ争点整理でした。例えば、人証の取調べの必要な争点が何か、裁判所がどのような判断枠組みで結論に至る判断をするのかについて、裁判所が自らの考え方を訴訟代理人に示すことをしないまま判決に至ったように思える事件がありました。訴訟記録を読むと、判決の結論を左右しない争点についても当事者が多くの主張立証をして訴訟記録は随分厚くなっていました。法律上の争点について、裁判所がどの見解を採用するかによって、当事者に求められる主張、立証の範囲が大幅に違ってくる事件があります。裁判所が法律問題について調査検討を尽くさず決断を先延ばしにするほど当事者の主張立証の負担は大きくなります。このような事件の準備書面を読むと、裁判所が審理方針を早く示してほしいという当事者の切実な思いが伝わってくることもありました。審理の経過は、どうしても、判決書にも影響してしまうようで、判決理由が明快さを欠いてしまった例も目にした記憶です。控訴理由書を読むと、敗訴当事者が、一審判決の結論ばかりでなく、審理経過についても、審理方針が示されないまま手さぐりの主張立証を余

儀なくされたなど納得のいかない気持ちでいることが伝わってくることもありました。このような事件では、判決書より争点整理について、裁判官のスキルをさらに発揮する余地があったのではないかと感じた記憶があります。

争点整理のスキルは、裁判長が新任の判事補を指導する大切なポイントのひとつだと思います。裁判長は合議事件の審理を通じて実地に時間をかけて指導していると思います。そうすると、弁護士から裁判官になりこの指導を受ける機会がなかった場合には、自分で補う必要があると思いますが、これは十分に可能なのではないかと考えていました。本稿の冒頭に登場した弁護士から裁判官になった人たちが担当した一審事件の訴訟記録を、控訴審で読む機会がありましたが、裁判官によってこのスキルが縦横に発揮されていたからです。また、法務省に勤務したときの経験からもこれが可能なのではないかと考えるようになりました。法務省で私が責任者を務めた部署では、民事関係の法律を使いこなすことが求められましたが、裁判官出身者ばかりでなく、検察官出身者も働いていました。検察官出身者は、民事関係の法律を仕事で使った経験に乏しいので必死に勉強しますが、このような検察官出身者の中から、裁判官出身者をしのぐような法律家としての力量を発揮する人が出てくることを何度も目にしました。法律家として豊かな素養を備えた人が精進を重ねれば、別の分野でも法律家として十分な能力を発揮することができるようになると思うようになりました。

スキルの問題を、どのような方法で解決するのかという質問にお答えするのは、私の能力を超えるように思います。解答する適任者は、本稿の冒頭に登場した弁護士から裁判官になった人たちだと思います。

けれども、これに関連して、甲府地家裁の所長時代に聴いた新聞社の支局長さんの講演を思い出しました。プロ野球を長年取材した経験に基づく「プロの仕事」というテーマの司法修習生向け講演です。講演では、アメリカのプロ野球で活躍した日本の投手と活躍できなかった投手についてもお話がありました。「その投手が活躍できなかった理由は、日本で投げているボールがアメリカで通用しなかったわけではありません。日本で投げているのと同じ球威のボールをアメリカで投げることができなかったためです」「アメリカは、マウンドひとつを見ても、高さ、固さが日本とは違います。そのため、日本と同じ投球フォームでは同じ球威のボールを投げることはできません。アメリカで成功した投手は、足の踏み出し位置、ボールのリリースポイントなど素人が見てもなかなか気付かないような点で投球フォームを微妙に修正する能力に例外なく優れていました。この修正されたフォームから、日本と同じ球威のボールを投げることができたのです。この修正がうまくできなかった投手はアメリカでは活躍できませんでした」というお話でした。

この講演を思い浮かべながら、フォームを上手に修正され、裁判所のマウンドから、持ち味をいかした素晴らしいボールを投げただけならばと思いました。

裁判の世界を一層豊かにすることができる人たちが、今後も弁護士の世界から裁判官の世界へ入って活躍されることをお祈りして、筆をおきたいと思っています。

# 4 弁護士任官経験者に聞く Q&A

## Q1 弁護士任官までの手続など負担が大変では？

申込書類の準備や審査手続への対応の一方で、弁護士廃業に向けた事件等の引継ぎや顧問先等の挨拶回りなどをこなさなくてはならないので、結構な負担になるのは事実です。

審査期間は、弁護士会・裁判所をあわせると約1年にわたります。このような長期間慣れない審査対象になっていると思うと、途中で気が重くなるなど精神的負担も生じるかもしれません。任官申込時点で目標を定めて賽は投げられたのですから、自分を信じるとともに気分転換して上手に乗り切りましょう。

## Q2 局長面接って怖くない？

もちろん怖いです。いや、思ったほどでもなかったかな。最高裁の局長が勢ぞろいしているわけですから、緊張しますよね。でも、面接で笑い声が廊下まで聞こえていた例もあるようですよ。私の時は、必ずしも意に沿う回答ばかりではなかったせいか、多少緊張感が漂っていましたが。

## Q3 任地の希望ってどの程度聞いてもらえるの？

私の場合はいつも希望どおりでした。ただ、希望内ではあるんだけど、微妙に核心を外してくるというよく言われる印象は確かにありますね。任官時及びその後も毎年希望の任地を聞かれますから、よく考えて上手に回答しましょう。

## Q4 転任の負担が大変では？

これは家庭状況によるわけで、子育ての問題が重要だろうと思います。でも、裁判官みなさんこなしてらっしゃるわけですから、何とかなるはずだと思います。本人に通勤負担が生じる場合もありますが、次の転任までの辛抱ですので、読書など有効に活用しましょう。

## Q5 収入形態が変わる点の実感は？

任官に伴う収入の増減は人によると思いますが、自分の裁量で使える経費がなくなるデメリットがある反面、案件ごとの報酬などに全く頭を使う必要がない

メリットがあります。この点は気楽になるメリットに軍配をあげたいところです。

## Q6 そもそも裁判官室って弁護士出身者が溶け込めるものなの？

心配ありません。裁判官は基本的に親切な人が多く、一見怖い印象に見えても質問すると親切に教えてくれることが多いです。忙しそうな時の配慮は必要でしょうが、遠慮せずに質問しあって、雑談にも参加しましょう。あなたも裁判官室の一員であり、裁判官室の雰囲気の一翼を担うことになるのですから。

## Q7 裁判所職員との関係は？

この点は、〈弁護士—事務職員〉と〈裁判官—書記官等職員〉は当然ながら全く違う関係なので、任官時点で自己変革して、例えばコピー・シュレッダーなど自分でする癖をつけ、自立しましょう。老後にも役立つはずですよ。自己変革さえ済めば、裁判所職員は信頼性の極めて高い頼れる仲間です。

## Q8 裁判官って窮屈じゃない？

いや、それが実は窮屈ではないんだな。羽目外したい人は別かもしれませんが。弁護士は、依頼者有利のフィルターが思考にかかっているわけで、裁判官はそれが無い分、弁護士よりも思考の自由度はむしろ高いと思いますよ。

## Q9 裁判官経験は、その後の弁護士業務に役立つかもしれませんね？

そういう個人的目的の任官よりは、社会貢献の一環として弁護士任官をとらえてほしいところです。ただ、多数の事件処理を通じて法曹としての経験度が飛躍的に高まるのは事実だと思います。

## Q10 弁護士任官に少し興味をもち、まだ質問があるんだけど、どうしたらいいですか？

当会には弁護士任官後再登録した方も増えてきているようですから、弁護士任官推進委員会に相談してみたらいいと思います。

# 5 弁護士任官のスケジュール、手続き等の説明



弁護士任官推進委員会委員 濱田 広道 (39期)

## I 常勤裁判官への弁護士任官

### 1 弁護士任官もありうると思ったら

まず、いつの任官を目指すかを考えましょう。

このLIBRAを読んで、「自分も任官できるかな？」と思った方は、早ければ2019年4月の任官が可能で  
す(資料1参照)。

次に、その任官の時点で、自分が弁護士経験10年に達しているかどうかを考えます。達していなければ、司法研修所の二回試験の成績も考慮されますので、最高裁に開示を求めてください。念のため、分野別・選択型・集合修習の各成績についても、開示を求めることをお勧めします。また、任官の時点で10年に達している方も、成績開示を求めておいた方がよいと思います。

そして、研修所の裁判教官だった人と音信のある方は、「自分は弁護士任官を考えているけれども、可能だろうか」と尋ねてみることをお勧めします。裁判教官だった人の意見は、かなり参考になります。

なお、任官してから定年(65歳)までの期間が短すぎる方は、採用されにくい傾向にありますので、おおよそ55歳くらいが上限とお考えください。

### 2 弁護士任官を決意したら (弁護士会における手続)

2018年1月中旬に応募書類を当会の総務課に提出していただくこととなりますが、書類の分量が多いので、2017年12月中には応募用紙を送るよう、総務課に求めてください。その際、事務所との関係で、まだオープンにしたいくないという場合には、自宅への送付を求めてください。

応募用紙とともに、準備していただくものの一覧表も送られてきますので、それに従って、必要書類

を揃えてください。

過去3年分の事件リストの作成に時間がかかりますので、準備には早めに着手することをお勧めします。

また、自分が起案した書面(民事の準備書面と刑事の弁論要旨を各1通以上)を添付することになります。せっかく添付するのですから、自分をアピールできるような、しっかりしたものを選んでください。

2018年1月中旬に応募書類を提出すると、当会の弁護士任官推進委員会(以下「委員会」といいます)において、審査が開始されます。

当会は、応募書類に基づいて、第三者に対し、応募者の適格性に関する照会書を送付し、回答を求めます。

委員会内の適格性調査部会で、担当者2人が選任され、応募書類と適格性に関する回答書を踏まえて、3月頃、応募者に対する面接を行います。

担当者の報告書に基づき、外部委員を入れた審査部会が、4月頃、改めて応募者の面接を行い、適否の意見を決めます。

この意見に基づき、委員会が適否を決め、最終的には当会の理事者会が適否を決めて、「適格である」と判断された場合には、5月頃、関東弁護士会連合会(以下「関弁連」といいます)に進達されます。関弁連の審査を通ると、日本弁護士連合会(以下「日弁連」といいます)に進達され、日弁連でも適格と判断されると、6月頃、最高裁判所(以下「最高裁」といいます)に進達されます。

当会の審査を通ると、最高裁が指定している「裁判官採用選考申込書」等の書類を作成して、当会に提出していただくこととなります。

### 3 弁護士任官希望者に対する支援体制

弁護士任官を表明すると事務所を辞めなければなら



【資料1】常勤裁判官への任官タイムスケジュール

年	月	エリア	内容	必要書類または評価対象となる書類
2018	1月末	東弁	申込締切	i 自薦の場合 ①申込書・登録票 ②自己評価回答書 ③意見照会可能な弁護士のリスト ④過去3年間の事件リスト ⑤準備書面・弁論要旨等(各1通以上) ii 他薦の場合 上記①～⑤に加え ⑥推薦書・承諾書
	2月		自己評価回答書に基づき第三者へ照会	評価質問票
			第三者からの回答	評価回答書
	3月頃		適格性調査部会による第1回面接 ※弁護士委員のみ	申込書類一式 自己評価回答書および評価回答書
	4月頃		任官候補者審査部会による第2回面接 ※弁護士委員7人+外部委員5人	申込書類一式 自己評価回答書および評価回答書 適格性調査部会からの調査報告書
	5月	弁護士任官推進委員会および理事者会で推薦決定	申込書類一式 自己評価回答書および評価回答書 選考部会からの最終調査報告書	
	5月末	関弁連	関弁連への進達締切	申込書類一式 自己評価回答書および評価回答書 最終調査報告書 最高裁提出書類
			審査	
	6月中旬	日弁連	日弁連への進達締切 最高裁への推薦	同上
	7月初旬	最高裁	最高裁への進達締切	その他として「司法研修所の成績」 「実務修習における成績」
	7月～9月		東京地域委員会による情報収集	
	11月		局長等による面接	
	12月		下級裁判所裁判官指名諮問委員会での審議	
			裁判官会議での裁判官に任命されるべき者として指名する旨の決定 本人へ見通しの連絡	
2019	3月	内閣	閣議決定	
	4月1日		任命	
		各裁判所	執務開始	

なくなる方や、任官に向けて事件数を減らし、事務所を閉めなければならない方のために、日弁連には、弁護士任官支援事務所の登録制度があります。日弁連のサイトで「弁護士任官支援事務所」で検索すると、すぐに一覧表が出てきます。その中から、自分にふさわしい事務所を探して、受入れについて打診してみてください。

ちなみに、これらの支援事務所の中には、弁護士任官を終えて再び弁護士登録した人を受け入れているところもあります。

また、今年の9月から発足した日弁連の制度として、「都市型公設事務所を活用した弁護士任官促進事業」があります。この制度は、任官希望者を受け入れる都市型公設事務所に対して、100万円の任官支援補助金及び200万円を限度とする事務所拡張支援補助金を給付することによって、間接的に任官希望者を支援するものです。

この制度を利用した都市型公設事務所への加入も、ぜひ、ご検討ください。

## 【資料2】「弁護士任官等に関する協議の取りまとめ」

別紙1及び別紙2より抜粋

## 4 裁判官として「適格」とはどういうことか

冒頭で司法研修所における成績のことを書きました。

成績がある程度優秀であることは、弁護士経験10年未満での任官（判事補任官）の場合には必要とされており、判事任官の場合にはさほど強調されませんが、それでも、弁護士経験が豊富で最高裁が求めるような人材であればともかく、そこまでには至っていないと思われる方は、成績でカバーしなければならない面もあると思われます。

成績以外の要素としては、判決起案能力、訴訟運営能力、組織運営能力、コミュニケーション能力などが問われているようです。

日弁連と最高裁による「弁護士任官等に関する協議の取りまとめ」の別紙1（日弁連策定の「任官推薦基準及び推薦手続」と別紙2（最高裁策定の「弁護士からの裁判官採用選考要領」）も参考にしていますが、あまり細かいことは気にしなくても大丈夫です（資料2参照）。

## 5 最高裁における手続

2018年7月から、最高裁の中に設置された下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「諮問委員会」といいます）が、応募書類と弁護士会における審査状況（面接の議事録も送付されます）に加え、同委員会の下部組織である東京地域委員会が収集した情報をも踏まえて、応募者の適格性を審査します。

そして、11月には、健康診断と最高裁の局長等による面接が行われ、その結果が諮問委員会に報告されて、審議されます。

諮問委員会の答申を受けて、12月に最高裁の裁判官会議が開かれ、適否の内定が決定されます。その結果は、応募者の元に電話で知らされます。

## I 形式的基準

- ① 弁護士経験10年以上の判事任官が望ましいが、当面、弁護士経験3年以上の判事補任官も可とする。
- ② 年齢55歳くらいまでの者を基本とする。  
※別紙2「弁護士からの裁判官採用選考要領」によって「5年以上弁護士の職にあり、裁判官として少なくとも5年程度は勤務しうる者であって、年齢55歳位までの者。なお、当面、3年以上弁護士の職にある者も選考の対象とする。」とされている。
- ③ 懲戒処分を受けたことがないこと。

## II 実質的基準

- 1 法律家としての能力、識見
  - ① 事実認定能力、識見
  - ② 法令の解釈適用上の法技術能力
  - ③ 事件処理に必要な理論上及び実務上の専門的知識能力
  - ④ 幅広い教養に支えられた視野の広さ
  - ⑤ 人間性に対する洞察力
  - ⑥ 社会事象に対する理解力
- 2 人物・性格面
  - ① 廉直さ
  - ② 公正さ
  - ③ 寛容さ
  - ④ 忍耐力
  - ⑤ 決断力
  - ⑥ 慎重さ
  - ⑦ 注意深さ
  - ⑧ 独立の気概
  - ⑨ 精神的勇氣
  - ⑩ 協調性
  - ⑪ 積極性
  - ⑫ 柔軟性
  - ⑬ 基本的人権と正義を尊重する心情
  - ⑭ 自己管理能力・自己評価能力
  - ⑮ 思いやり・親切心
- 3 その他
 

人種、信条、性別、社会的身分、門地、宗教については、これを考慮しない。

## III 選考の内容

- 1 書面及び面接による考査
 

人物及び専門的素養について、書面及び面接による考査を行う。
- 2 健康診断
 

裁判官の職務に耐えられるかどうかについて行う。
- 3 身上調査
 

選考を受けることができる資格の有無及び申込記載事項の真否について行う。

正式には、2019年3月の裁判官会議で指名が決定し、4月に内閣が任命します。

以上は、2019年4月任官のスケジュールでご説明しましたが、毎年10月にも任官することができ、その場合には、上に述べたスケジュールが約6ヶ月ずれることになります。

## 6 弁護士任官した裁判官の任地・報酬等

最初の任地は、かなり希望を聞いてもらえますが、次からはキャリアの裁判官と同様の転勤を覚悟する必要があります。

配属は、かつては保全部等が多かったのですが、最近では高裁の陪席が多くなっています。これは、地裁から来る記録を読むことで、裁判の全体像を勉強することができ、弁護士任官者が裁判所や判決に早く慣れることができるからではないかと考えられます。

報酬は、同期のキャリア裁判官とほぼ同等とされています。

## II 非常勤裁判官（調停官）への 弁護士任官

### 1 非常勤裁判官（調停官）とは

民事調停と家事調停において、裁判官と同等の権限を有して調停主任を務める弁護士を「非常勤裁判官」と呼んでいます。法律上は「調停官」です（民事調停法23条の2・家事事件手続法250条）。

東京の場合、地方裁判所と簡易裁判所の双方に民事調停官が、また、家庭裁判所に家事調停官が、それぞれ配置されています。

週のうち特定の曜日に登庁し、非常勤裁判官とし

て調停を主宰します。

日当は、現在のところ、3万0700円です。

弁護士経験5年以上が要件とされています。また、この制度は、調停の活性化とともに、常勤任官への架け橋という位置付けも与えられているため、非常勤裁判官経験後におおむね55歳程度であることが望まれます。

2年任期で、1回だけ再任されることができます。

毎年10月1日が任期の開始日であり、4月任官はありません。

司法研修所の成績は問われませんが、裁判官と同等の立場で調停を主宰する職務を遂行できる資質・能力があることが必要です。

### 2 弁護士会における手続

2018年10月の任官を目指す場合、2017年11月までに、当会の総務課に対し、応募書類等の送付を求めてください。そして、12月末日までに応募書類を提出してください（資料3参照）。

常勤任官の場合と同様に、委員会内の適格性調査部会が担当者を決めますが、非常勤裁判官の場合、担当者は1人です。

2018年2月頃、担当者による面接が行われます。

そして、3月に、委員会と理事会会で適否を決めます。

常勤裁判官の場合には、何人でも送り出したいので、人数の制限はありませんが、非常勤裁判官の場合には、前任者の枠の分しか推薦ができません。なお、非常勤裁判官になりたいと希望する会員は増加傾向にあり、調停官の枠の増加が望まれます。

東弁から推薦された候補者は、5月に、関弁連と日弁連の審査を経て、最高裁に進達されます。

### 3 最高裁における手続

2018年6月、配属予定先の地家裁所長等による面接が行われます。

7月に最高裁の裁判官会議で採否が審議され、内定あるいは不採用の連絡が各候補者にあります。

9月の最高裁裁判官会議で正式に採用されると、10月1日付で非常勤裁判官に任命されます。

### Ⅲ おわりに

常勤・非常勤を問わず、任官に興味をお持ちになり、誰かに相談してみたいとお考えの際は、当会の弁護士任官推進委員会のメンバーがご相談に応じますので、お気軽に総務課までお申し出ください。

※本稿の内容に関連するバックナンバーとしては、「LIBRA」2009年11月号12頁の「弁護士任官を決断してから裁判官になるまで」（臼井一廣）があります。

※【資料2】については、検索エンジンで「弁護士任官等に関する協議の取りまとめ」を探していただくと、すぐに見つかります。

#### 【資料3】非常勤裁判官への任官タイムスケジュール

年	月	エリア	内容	必要書類または評価対象となる書類
2017	12月末	東弁	名簿登録申込書(応募書類)の提出締切	①申込書 ②自己評価回答書 ③準備書面(1通以上)
2018	1月		回答書に基づき第三者照会	
	2月		適格性調査部会による面接・書面審査 弁護士任官推進委員会で推薦予定者を決定	申込書類一式
	3月	理事会会で推薦決定。推薦予定者に通知、 最高裁申込書類の提出依頼	申込書類一式 適格性調査部会からの最終調査報告書	
	3月下旬	関弁連への進達締切	申込書類一式 最終調査報告書 最高裁提出書類	
		審査		
	4月下旬	日弁連	日弁連への進達締切	同上
	5月中旬	最高裁	最高裁への進達締切	同上
6月	配属予定庁による面接			
7月	裁判官会議での採用内定決定・採用内定者への内定通知			
9月	裁判官会議での採用決定			
10月1日	調停官任命			
	各裁判所	執務開始		